税務情報の国別一般開示を要請する欧米の動向
－機密性の高い法人所得税関連の投資家等への開示－

板津　直孝

▌要　約▐

1. 欧州連合（EU）では、2024 年 6 月 22 日以降に開始する事業年度より、税務情報の国別一般開示を求める、国別報告書（CbCR）に関する指令が適用される。同指令は、一定の EU 域内の多国籍企業及び EU 域内子会社等を有する EU 域外の多国籍企業を適用対象とする。
2. 米国では、2023 年 12 月、会計基準更新書（ASU）第 2023-09 号「法人所得税：法人所得税の開示の改善」が公表された。米国会計基準の採用企業は、毎事業年度、税率調整における情報及び法人所得税の納付額を、税務管轄区域ごとに細分化して開示する必要がある。
3. 税務情報を国別に報告する CbCR は、経済協力開発機構（OECD）による「税源浸食と利益移転（BEPS）」プロジェクトにおいて、国際的に整備された。BEPS は、多国籍企業が利益を海外に移すことで、納税額を大幅に削減、場合によってはほぼゼロにする活動を指す。税法上の CbCR は、租税条約等で定められた守秘義務の下、税務当局間での国際共有及び利用に制限されている。
4. BEPS プロジェクトの国際的な推進により、多国籍企業が直面する税務上の課題が具体化されてきている。加えて、税務情報の国別一般開示については、税務当局から投資家等へ情報利用者を拡大する、国際的な潮流がある。多国籍企業は事業を行う各国での法人所得税の納税実績や国際的なタックスプランニングに関して、今後は税務当局だけではなく、投資家等に対して一層の説明責任を果たしていく必要がある。経営者の意思決定の基礎となる企業の構成単位においては、事業別セグメントとは別に、国別・地域別セグメントに基づくマネジメント・アプローチの重要性が高まってきていると言える。

野村資本市場研究所　関連論文等

・板津直孝「グローバルサプライチェーンにおける無形資産への国際課税－増加する新興国からの移転価格課税リスク－」『野村資本市場クォータリー』2017 年春号。

Ⅰ 情報利用者を税務当局から投資家等へ拡大する開示規制

１．欧米における税務情報の国別一般開示の動向

欧州連合（EU）では、多国籍企業の税務情報の透明性を高めることを目的として、2024 年 6 月 22 日以降に開始する事業年度より、国別報告書（Country-by-Country Reporting、以下、CbCR）の開示に関する指令が適用される[1]。

同指令は、一定規模の EU 域内の多国籍企業及び一定規模の EU 域内子会社等を有する EU 域外の多国籍企業に対して、税引前利益や法人所得税額などの税務情報を国別に一般開示することを要請している。一定の条件下では域外適用の可能性があり、EU 域内に子会社や支店を有する一部の日本企業は、税務情報を国別に一般開示することを求められる可能性がある。

米国においても財務会計基準審議会（FASB）が、2023 年 12 月、法人所得税の開示の透明性と意思決定の有用性を高めるために、会計基準更新書（Accounting Standards Update、以下、ASU）第 2023-09 号「法人所得税：法人所得税の開示の改善」を公表した[2]。

ASU 2023-09 は、報告企業に対して毎事業年度、法人所得税額を、連邦税、州税、及び外国税ごとに分類し、税率調整項目が定量的基準を満たす場合、国別及び性質別に区分して開示することなどを要請している。米国会計基準を採用している日本企業は、ASU の適用により、税務情報を国別に一般開示することが求められる。

２．経済協力開発機構による CbCR の整備

税務情報を国別に報告する CbCR は、経済協力開発機構（OECD）による「税源浸食と利益移転（Base Erosion and Profit Shifting、 以下、BEPS）」プロジェクトにおいて、国際的に整備された。

BEPS は、多国籍企業が利益を海外に移すことで、納税額を大幅に削減、場合によってはほぼゼロにする活動を指す。こうした企業行動は、政府にとって収入の喪失をもたらし、財源として法人所得税の依存度が高い開発途上国への潜在的な影響が特に大きい。BEPS プロジェクトでは、 G20 財務大臣・中央銀行総裁会議の要請により、国際的に協調して、BEPS に有効に対処していくための対応策について議論が行われた。

2015 年 10 月に公表された BEPS プロジェクト最終報告書では、15 項目の「BEPS 行動計画」が示された。行動 13「移転価格文書化及び国別報告書に関する指針」[3]において、移転価格文書化の基準、及び国別の所得、収益、納税額及び経済活動に関する情報を国別に記載する CbCR が定められた。

---

1 EUR-Lex, “Directive (EU) 2021/2101,” December 1, 2021.
2 FASB, “ASU No. 2023-09 Income Taxes (Topic 740) Improvements to Income Tax Disclosures,” December 2023.
3 OECD, “Transfer Pricing Documentation and Country-by-Country Reporting, Action 13,” October 5, 2015.

移転価格とは、企業が海外の関連企業との取引で適用する価格を指す。企業が移転価格を通常の価格と異なる金額に設定した場合、一方の利益を他方に移転することが可能となる。行動 13 は、税務当局が BEPS に対処する上で、移転価格リスク評価や調査を行うに当たり、十分な情報を税務当局に提供し透明性を高めることを納税者に要請している。CbCR は、最終親会社の税務管轄区域に提出され、政府間の情報交換を通じて自動的に国際共有される。

CbCR によって提出されたすべての税務情報については、租税条約等で定められた機密保持ルールやその他の保護措置による守秘義務の下、移転価格及び BEPS に関連するリスク評価を目的とした、税務当局間での共有及び利用に制限されている。

しかし、EU 及び米国の CbCR に関する新たな開示規制は一般開示を目的としており、情報利用者を税務当局から投資家等へ拡大している。CbCR の一般開示によって、多国籍企業による国際的なタックスプランニングに対して、さまざまなステークホルダーによる監視の目が向けられることになる。加えて、投資家等は、多国籍企業の各国での事業展開に関する具体的な情報なども得られることになる。適用対象となる日本企業を含む多国籍企業は、CbCR で開示される情報の投資家等による利用目的が、BEPS に限られない可能性があることに留意する必要がある。

本稿では、法定開示書類における現行の開示要件を念頭に置いて、税務当局間での共有及び利用に制限されていた CbCR が、一般開示へ拡大されることの留意点を整理する。

Ⅱ　BEPS プロジェクトにおける CbCR の目的

BEPS プロジェクトにおいて、CbCR の導入が勧告された背景のひとつには、多国籍企業による国境を越えた関連会社間取引の増加がある。関連会社間における国際取引では、不特定多数の市場参加者による需要と供給に基づいた適正な取引価格に縛られることなく、グループ内で価格決定に高い自由度が存在するため、国境を越えた税源浸食と利益移転が発生する可能性がある。多国籍企業による関連会社間取引を通じた所得の海外移転に対して、移転価格税制に基づく適正な課税を実現するため、多国籍企業の取引の全体像に関する情報が必要となった。

CbCR は、税務当局が自国で事業を行っている多国籍企業に関する詳細な情報を収集し共有することで、関連企業間の国際的な取引に関する移転価格の評価と潜在的な BEPS の評価を可能とし、国外の関連会社との取引を通じた企業所得の国外移転を防止することを目的としている。CbCR には、多国籍企業の所得及び税額の国際的な配分やグループ内の経済活動の場所を示す特定の情報、及び各国・地域で活動する事業体の名称や事業内容に関する情報が含まれ、毎年の報告が多国籍企業に求められる。CbCR によって報告されたすべての税務情報は、センシティブな情報の守秘性を保護するため、国際的な税務当局間での共有及び利用に制限され、非公開のものとして取り扱われる。

2023年9月現在、140を超える国及び地域が、OECD/G20のBEPSの包摂的枠組みの下、行動13に基づくCbCRに関する最低基準を実施することを表明している[4]。

日本では2016年度税制改正により、行動13を踏まえた租税特別措置法の一部が改正され、CbCR の報告制度が整備された。直前会計年度の連結総収入金額が 1,000 億円以上の多国籍企業グループ（特定多国籍企業グループ）の構成会社等である、内国法人及び事業を行う一定の場所等である恒久的施設を有する外国法人は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）により、国別報告事項等を所轄税務署長へ提出することが求められる。なお、最終親会社等が外国に所在する場合には、最終親会社等が居住地国の税務当局に提出した国別報告事項等に相当する情報が、当該外国の税務当局から日本の国税当局に提供されるため、原則として、当該多国籍企業グループの構成会社等である内国法人及び恒久的施設を有する外国法人には、国別報告事項等の提出義務が生じない。

提出が求められる国別報告事項等は、国別の活動状況に関する情報である「国別報告事項（CbCR）」、グループ活動の全体像に関する情報である「事業概況報告事項（マスターファイル）」、及び国外関連取引における独立企業間価格を算定するための詳細な情報である「独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類（ローカルファイル）」で構成される。

租税特別措置法で提出が求められる CbCR の概要は、図表 1 のとおりである。

図表 1　租税特別措置法で提出が求められる CbCR の概要

報告事項	特定多国籍企業グループの構成会社等の事業が行われる国又は地域ごとの ① 収入金額、税引前利益の額、納付税額、発生税額、資本金の額又は出資金の額、利益剰余金の額、従業員の数及び有形資産の額 ② 構成会社等の名称、構成会社等の居住地国と本店所在地国が異なる場合の本店所在地国の名称及び構成会社等の主たる事業の内容 ③ 上記事項について参考となるべき事項
提出期限	最終親会社等の会計年度終了の日の翌日から 1 年以内
使用言語	英語
罰　　則	正当な理由がなく CbCR を期限内に提出しなかった場合、30 万円以下の罰金
適用開始	2016 年 4 月 1 日以降に開始する最終親会社等の会計年度

（出所）国税庁「移転価格税制に係る文書化制度に関する改正のあらまし」2016 年 6 月より野村資本市場研究所作成

[4] OECD, “Progress continues in strengthening tax transparency through Country-by-Country reporting,” September 25, 2023.

Ⅲ EU における CbCR の開示に関する指令の発効

EU が CbCR の情報利用者を税務当局から投資家等へ拡大する背景としては、多国籍企業の税務情報に対する透明性と責任をさらに促進し、EU 域内で活動を行う多国籍企業が負担すべき、法人所得税額に対する EU 加盟国民の監視を強化することにある。投資家においては、CbCR は事業に及ぼす税務リスクを適切に評価する上で有用であり、正確な情報に基づいた投資戦略につながるとしている。

１．適用対象企業

CbCR の開示に関する指令は、一定規模の EU 域内及び EU 域外の多国籍企業を適用対象とする。企業規模要件のひとつである連結売上高は、OECD 移転価格ガイドライン[5]で示された 7 億 5,000 万ユーロを基準としている。

CbCR の一般開示が求められる多国籍企業は、図表 2 のとおりである。

図表 2　CbCR の開示に関する指令の適用対象となる多国籍企業

● 連結収益が 2 会計年度連続して 7 億 5,000 万ユーロを超える EU 域内の最終親会社
● EU 域内に中規模若しくは大規模子会社又は支店を有し、連結収益が 2 会計年度連続して 7 億 5,000 万ユーロを超える EU 域外の最終親会社

（出所）EUR-Lex, “Directive (EU) 2021/2101,” December 1, 2021 より野村資本市場研究所作成

EU 域外の最終親会社が支配する EU 域内の中規模子会社とは、3 つの基準値である、総資産 500 万ユーロ、純売上高（付加価値税等控除後）1,000 万ユーロ、期中平均従業員数 50 名のうち、2 つ以上の基準値を超え、大規模子会社に該当しない子会社を指す。なお、EU 加盟国は、総資産を 750 万ユーロまで、純売上高を 1,500 万ユーロまで引き上げることができるため、適用される EU 加盟国の国内法を確認する必要がある。

EU 域外の最終親会社が支配する EU 域内の大規模子会社とは、3 つの基準値である、総資産 2,500 万ユーロ、純売上高 5,000 万ユーロ、期中平均従業員数 250 名のうち、2 つ以上の基準値を超えている子会社を指す。

EU 域外の最終親会社が支配する EU 域内の支店とは、最終親会社が EU 域内に中規模又は大規模子会社を有せず、純売上高が 2 会計年度連続して 1,000 万ユーロを超える支店を指す。

企業の規模区分を決定するための総資産及び純売上高の金額基準は、2021 年から 2022 年にかけての著しいインフレを考慮して、2023 年 10 月、EU のインフレ率に基づき 25%切り上げられた[6]。

5　OECD, “OECD Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations,” January 20, 2022.
6　EUR-Lex, “Commission Delegated Directive (EU) 2023/2775,” December 21, 2023.

２．開示対象となる税務情報

開示対象となる税務情報には、最終親会社のすべての活動に関する税務情報が含まれる。EU 域外の多国籍企業における CbCR の開示義務は、EU 域内の子会社又は支店にある（前文第 10 条、第 48 c 条第 1 項）。なお、最終親会社が EU 域内の子会社又は支店に必要な税務情報をすべて提出しない場合、子会社又は支店は、入手可能なすべての税務情報に加えて、最終親会社が必要な税務情報を利用可能にしなかった旨を開示する。

開示対象となる具体的な税務情報は、EU 加盟国ごと、及び「税務面で非協力的な国・地域の EU リスト」[7]に掲載されている税務管轄区域ごとに個別に開示し、その他の税務管轄区域については合算して開示する（図表 3）。

図表 3　開示対象となる税務情報の内容

① 最終親会社の名称、事業年度、報告通貨、及び該当する場合、最終親会社の財務諸表に連結されている、EU 域内又は「税務面で非協力的な国・地域の EU リスト」の付属書 I 及び II に含まれる税務上の税務管轄区域に設立されたすべての子会社の一覧	
② 事業活動の簡単な説明	③ 常勤換算ベースの従業員数
④ 財務諸表上の収益又は別途定めによる	⑤ 税引前利益又は損失
⑥ 当該事業年度の発生法人所得税額	⑦ 当該事業年度の納付法人所得税額
⑧ 当該事業年度末の利益剰余金	

（出所）EUR-Lex, “Directive (EU) 2021/2101,” December 1, 2021 より野村資本市場研究所作成

税務面で非協力的な国・地域の EU リストは、軽課税或いは無税の国・地域であるタックスヘイブン（租税回避地）の認定となる付属書 I「ブラックリスト」と、監視継続対象の付属書 II「グレーリスト」から成る。

EU 理事会が 2024 年 2 月に採択したリストは、図表 4 のとおりである。

図表 4　税務面で非協力的な国・地域の EU リスト

付属書 I「ブラックリスト」	付属書 II「グレーリスト」
米国領サモア、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、フィジー、グアム、パラオ、パナマ、ロシア、サモア、トリニダード・トバゴ、米領バージン諸島、バヌアツ	アルメニア、ベリーズ、英領バージン諸島、コスタリカ、キュラソー、エスワティニ、マレーシア、セーシェル、トルコ、ベトナム

（出所） European Council, Council of the European Union, “EU list of non-cooperative jurisdictions for tax purposes,” February 20, 2024 より野村資本市場研究所作成

[7] European Council, Council of the European Union, “EU list of non-cooperative jurisdictions for tax purposes,” February 20, 2024.

リストの作成に当たっては、対内・対外投資や金融活動の規模に関するデータ等に加え、税務に関する情報交換に応じるか、税制で差別的な優遇措置を採っていないか、OECD が進める BEPS 行動計画に沿っているかなどが考慮されている。EU 理事会は、当該 EU リストを年 2 回更新する。

税務面で非協力的な国・地域の EU リストに掲載されている、税務管轄区域ごとの税務情報の開示に当たっては、報告書が作成される事業年度の 3 月 1 日に、付属書 I に掲載されている税務管轄区域ごとに個別に開示する。付属書 II については、前事業年度の 3 月 1 日及び当事業年度の 3 月 1 日に、連続して掲載されている税務管轄区域が個別開示の対象になる。

CbCR は、加盟国の公簿（Central, Commercial or Companies Registers）又は自社ウェブサイトにおいて開示することが求められる。

Ⅳ 米国会計基準における CbCR に関する一般開示

上記の通り、EU における CbCR の一般開示は会計指令に基づくが、投資家に加えて EU 加盟国民等に向けた情報開示を要請している。これに対して、米国の FASB が公表した ASU 2023-09 に基づく CbCR は、米国民等も利用可能であるが、米国会計基準に基づき、情報利用者として投資家を想定している。

投資家は現在、法人所得税に関わるリスク及び機会を評価するために、連結損益計算書で開示された法人所得税等の負担税率と法定実効税率の差異を分析した税率調整表や、その他の開示情報に依存している。投資家は既存の開示情報が有用であると考えている一方で、①税務管轄区域における税法の潜在的な変更に対する企業のエクスポージャーとそれに伴うリスク及び機会の理解、②キャッシュ・フロー予測及び資本配分の決定に影響を及ぼす法人所得税関連情報の評価、③将来のキャッシュ・フローを増加させる潜在的な機会の特定について、改善の余地があるとしている。

FASB は、国際展開する企業に潜在的に存在する、税務リスク及び機会に関するより多くの情報を求める投資家の要望に応えるために、法人所得税の開示を強化した。

１．適用対象企業

ASU 2023-09 は、公開営利企業（Public Business Entity、以下、PBE）及び PBE 以外の企業に対して、それぞれ異なる開示要件を規定している。PBE は米国証券取引委員会（SEC）登録企業だけでなく、SEC や SEC 以外の規制当局に財務諸表の提出等を要請される営利企業なども含まれる[8]。PBE に対して、ASU 2023-09 は、2024 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度より適用される。

本稿では、PBE に対する開示要件に焦点を当てる。

[8] FASB, “ASU2013-12, Definition of a Public Business Entity,” December 2013.

２．開示対象となる税務情報

ASU 2023-09 では、税率調整における情報の一貫した分類と細分化、及び税務管轄区域ごとに細分化された法人所得税の納付額の開示を年次ベースで要請している。

FASB は、税率調整において 8 つの特定の項目を標準化し、特定の項目内の調整項目についてさらに細分化された情報を要求することにより、投資家が調整項目の性質や税務管轄区域の違いによる税の変動性をよりよく理解できるようになることを期待している。

具体的には、PBE は、図表 5 の特定の項目について、割合と報告通貨での金額を税率調整表の形式で開示する必要がある。

図表 5　税率調整表において開示が求められる特定の項目

①　連邦（国）税効果考慮後の州及び地方所得税	②　外国税効果
③　当期に制定された税法又は税率変更の影響	④　クロスボーダー税法の影響
⑤　税額控除	⑥　評価性引当金の増減
⑦　非課税項目又は控除対象外項目	⑧　未認識税務ベネフィット

（注）　1. 評価性引当金は、回収可能性がないと判断し，繰延税金資産から控除した金額を指す。
2. 未認識税務ベネフィットは、FASB 解釈指針第 48 号（FIN48）「法人所得税中の不確実性に関する会計処理」に基づき、将来の支払税額に関する不確実性が高まったときに計上される引当金を指す。
3. クロスボーダー税法の影響の例としては、米国の内国歳入法（IRC）では税源浸食濫用防止税（Base Erosion Anti-Abuse Tax 、以下 BEAT）がある。BEAT は、国外関連者への特定支払額に対して、一定の計算に基づき追加的な課税を行うものである[9]。

（出所）FASB, “ASU No. 2023-09 Income Taxes (Topic 740) Improvements to Income Tax Disclosures,” December 2023 より野村資本市場研究所作成

州及び地方所得税の項目については、大部分（50%超）を占める州及び地方の税務管轄区域について、定性的な説明をすることが求められる。

外国税効果の項目は、外国の税務管轄区域で課される法人所得税への影響を反映し、他の 7 つの項目は、報告企業の所在地国の税務管轄区域で課される法人所得税への影響を反映する。例えば、所在地国の税務管轄区域で発生した税額控除は、税額控除の項目で開示され、外国の税務管轄区域における税額控除は、外国税効果の項目で開示される。

図表 6 に掲げる項目内の調整項目の影響額が、定量的基準（税引前利益に適用される法定実効税率を乗じて計算した金額の 5%以上）を満たす場合、追加的な情報の開示が必要となる。例えば、21%の連邦法人所得税率が適用される米国を拠点とする PBE の場合、税率を 1.05%以上増加又は減少させる一定の調整項目は、細分化して開示する必要がある。

[9] 板津直孝・岡田功太「税源浸食濫用防止税の国際租税上の位置づけと在米外銀のグループ間のドル資金繰りへの影響」『野村資本市場クォータリー』 2018 年夏号（ウェブサイト版）参照。

図表 6　定量的基準が適用される項目内の調整項目の影響額

● クロスボーダー税法の影響、税額控除、非課税項目又は控除対象外項目に関わる調整項目の影響額（性質別に細分化）
● 外国税効果に関わる調整項目の影響額（国別及び性質別に細分化）
● 8 つの特定の項目のいずれにも該当しない調整項目の影響額（性質別に細分化）

（出所）FASB, “ASU No. 2023-09 Income Taxes (Topic 740) Improvements to Income Tax Disclosures,” December 2023 より野村資本市場研究所作成

外国税効果の項目において、定量的基準を満たす外国の税務管轄区域については、調整項目として国別に開示する必要がある。また、外国の税務管轄区域の個別の調整項目が定量的基準を満たす場合、当該外国の税務管轄区域の外国税効果が合計で定量的基準を満たすか否かにかかわらず、当該調整項目は国別で性質別に開示する必要がある。

法人所得税の納付額については、図表 7 のとおり開示することが求められる。

図表 7　法人所得税の納付額の開示

● 連邦税（国税）、州税及び外国税ごとの法人所得税の納付額（還付税控除後）
● 法人所得税の納付額が総納付額の 5%以上である国別の法人所得税の納付額（還付税控除後）

（出所）FASB, “ASU No. 2023-09 Income Taxes (Topic 740) Improvements to Income Tax Disclosures,” December 2023 より野村資本市場研究所作成

V　CbCR の一般開示の方向性と国別セグメント経営の重要性

EU における CbCR の開示に関する指令では、開示対象となる税務情報の内容が、BEPS プロジェクトの行動 13 を踏まえたものとなっている。EU における CbCR の一般開示は、情報利用者を EU 加盟国民等の税務当局以外へ拡大することで、モニタリング機能を向上させ、BEPS への対処をより強化する狙いがある。

これに対して、米国における CbCR の一般開示は、企業と投資家の情報の非対称性を緩和し、結果として多国籍企業による BEPS を抑制するものであるとも言える。FASB は、投資家に有用な情報を提供するとともに、報告企業に対して、法人所得税に関する国別・地域別セグメント経営の導入を促そうとしていると推察される。ASU 2023-09 が定める税率調整と法人所得税の納付額の細分化は、これまで報告企業が連結ベースで開示してきた税務情報を、国別・地域別セグメントに基づき開示することを求めている。

法定開示書類において企業が開示するセグメント情報は、国際的に共通して、マネジメント・アプローチ、すなわち、経営者による意思決定と業績評価を目的として、企業を事業の構成単位に区分した方法を基礎とする手法によっている。その際、経営者が基礎とする企業の構成単位は、現在、国別・地域別セグメントではなく、事業部門で区分する事業別セグメントに基づいていることが多い。しかし、デジタル経済の進展により、グローバル化が急速に進展している多国籍企業において、本稿で概観した税務及び開示を巡る動向を踏まえると、国別・地域別セグメントに基づくマネジメント・アプローチの重要性は高

まってきていると言える。

OECD/G20 では、BEPS 行動計画に関する最終報告書の公表後、BEPS 2.0 としてさらなる対処を進めている。BEPS 2.0 は、経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決策として、市場国への新たな課税権の配分（第 1 の柱）とグローバル・ミニマム課税（第 2 の柱）の 2 本の柱からなり、多国籍企業に対する国際課税をさらに強化している。

第 1 の柱は、デジタル課税とも呼ばれ、多国籍企業のデジタルサービスなどにより発生した事業所得に対して、物理的な拠点がなくても、市場国の政府が課税できるようにするものである。デジタル経済の進展により、インターネットを利用した取引においては、課税を受ける物理的な営業拠点がなくても他国の消費者と取引をし、他国での重要な経済活動に従事することが可能となったことにより、BEPS への対処がより求められている。

第 2 の柱では、一定規模の多国籍企業を対象に、一定の所得について各国ごとに最低税率 15%以上の課税が確保される。日本では、2024 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から、外国子会社の最低税率 15%に対する不足税額が日本の親会社で課税される。

OECD/G20 による国際的な BEPS に対する包摂的枠組みによって、国別・地域別セグメントに基づくマネジメント・アプローチは、多国籍企業にとってより重要となる。国別・地域別セグメント情報が、特定の国又は地域での損益の偏在や利益率の分布の偏りなどを可視化することで、企業の内部における国別・地域別の実効税率の管理や潜在的な税務リスクの把握などをとおして、意図しない BEPS の検知や積極的なグローバルサプライチェーンの再編につながる可能性がある。投資家にとっても、BEPS プロジェクトの進展により、投資先企業の国別税務情報の透明性や税務リスク対応は重要性を増している。

なお、税務当局間では CbCR の国際的共有が先行していることに、多国籍企業は留意する必要がある。日本の対応では、日本との CbCR の自動的情報交換は、2024 年 5 月 1 日現在、94 の国及び地域において実施されている（図表 8）。

図表 8　日本との CbCR の自動的情報交換の実施国及び地域

アイスランド	オーストラリア	コロンビア	中国	ハンガリー	マン島
アイルランド	オーストリア	サウジアラビア	チュニジア	フィンランド	南アフリカ
アゼルバイジャン	オマーン	サンマリノ	チリ	フェロー諸島	メキシコ
アラブ首長国連邦	オランダ	ジブラルタル	デンマーク	ブラジル	メキシコ
アルゼンチン	ガーンジー	ジャージー	ドイツ	フランス	モナコ
アルバ	カザフスタン	シンガポール	トルコ	ブルガリア	モルディブ
アンギラ	カタール	スイス	ナイジェリア	米国	モントセラト
アンドラ	カナダ	スウェーデン	ニュージーランド	ベリーズ	ラトビア
イスラエル	韓国	スペイン	ノルウェー	ペルー	リトアニア
イタリア	キプロス	スロバキア	バーレーン	ベルギー	リヒテンシュタイン
インド	キュラソー	スロベニア	パキスタン	ポーランド	リベリア
インドネシア	ギリシャ	セーシェル	パナマ	ポルトガル	ルーマニア
ウルグアイ	クロアチア	タークス・カイコス諸島	バハマ	香港	ルクセンブルク
英国	ケイマン諸島	タイ	パプアニューギニア	マカオ	ロシア
英領バージン諸島	ケニア	台湾	バミューダ	マルタ	
エストニア	コスタリカ	チェコ	バルバドス	マレーシア	

（出所）国税庁「日本との間における国別報告書の自動的情報交換の実施対象国・地域」2024 年 5 月 28 日より野村資本市場研究所作成

BEPS プロジェクトの国際的な推進により、多国籍企業が直面する税務上の課題が具体化されてきていることに加えて、税務情報の国別一般開示については、税務当局から投資家等へ情報利用者を拡大する国際的な潮流がある。多国籍企業は事業を行う各国での法人所得税の納税実績や国際的なタックスプランニングに関して、今後は税務当局だけではなく、投資家等に対して一層の説明責任を果たしていく必要があると言える。そのためには、国別・地域別セグメントに基づくマネジメント・アプローチの導入の検討が重要となる。